

武雄市公売会ガイドライン

武雄市公売会(以下「公売会」といいます)に参加いただくには、以下の武雄市公売会ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます)をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。

第1 公売会の参加条件など

1. 公売会の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公売への参加および財産を買い受けることができません)

- (1) 20歳未満の方
- (2) 日本語を完全に理解できない方
- (3) 国税徴収法第92条(買受人の制限)または同法第108条第1項(公売参加者の制限)に該当する方
- (4) 武雄市が定める本ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (5) 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2. 公売会参加にあたっての注意事項

- (1) 公売会は、国税徴収法などの規定にのっとり武雄市が執行する公売手続きの一部です
- (2) 買受代金の納付期限までにその代金を納付しない買受人(売却決定を受けた最高価申込者など)は、換価処分を妨げる結果となることを知りながら、故意に買受代金を納付しないものとみなされます。したがって、国税徴収法第108条第1項第4号に該当し、以後2年間武雄市の実施する公売に参加できなくなります
- (3) 公売参加前に公売保証金を納付してください。
- (4) 公売会に参加される方は武雄市において閲覧に供されている公売公告などを確認し、登記、登録制度のある財産については、関係公簿などを閲覧したうえで公売に参加してください。また、武雄市が下見会を実施する財産については、下見会で財産を確認してください。なお、公売財産が不動産の場合、内覧会などは行いませんので、現地確認などは公売参加者自身で行ってください。
- (5) 公売会においては、特定の売却区分(公売財産の出品区分)の公売が中止になること、もしくは公売全体が中止になることがあります。

3. 公売財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 公売財産は市税などの滞納者の財産であり、武雄市の所有する財産ではありません。
- (2) 武雄市は公売財産について瑕疵(かし)担保責任を負いません。
- (3) 買受人が公売財産にかかる買受代金の全額を納付したときに、買受人に危険負担が移転します。したがって、買受代金納付後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。

第2 公売保証金の納付について

1. 公売保証金とは

国税徴収法により定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。公売保証金は、武雄市が、売却区分(公売財産の出品区分)ごとに、見積価額(最低入札価格)の100分の10以上の金額を定めます。

(ただし、売却区分ごとの見積価格が50万円以下の場合は公売保証金を免除することがあります。)

2. 公売保証金の納付方法

公売保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。公売保証金は、直接持参により現金で武雄市に納付してください。

3. 公売保証金の没収

公売参加者が納付した公売保証金は、以下の場合に没収し、返還しません。

- ア. 落札者(最高価申込者など)となり売却決定されたが、納付期限までに買受代金を納付しない場合
- イ. その他国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する場合

第3 入札形式で行う公売会手続き

1. 公売会への入札

(1) 入札

入札は一度のみ可能です。入札者の都合による取り消しや変更はできませんのでご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

武雄市は、国税徴収法第 92 条および第 108 条第 1 項の規定に該当する者が行った入札について当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

(3) 追加入札

最高価額での入札者が複数存在する場合は、その方々(追加入札該当者)のみによる追加の入札を行い、最高価申込者を決定します。これを追加入札といいます。追加入札においても、入札は一度のみ可能です。

2. 最高価申込者の決定

(1) 最高価申込者の決定

入札終了後、武雄市は開札を行い、売却区分(公売財産の出品区分)ごとに、公売会の入札において、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。

追加入札が行われた場合は、追加入札において追加入札価額が当初の入札価額以上でかつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。

ただし、追加入札終了後も最高価額での入札者が複数存在する場合は、くじで最高価申込者を決定します

(2) 最高価申込者決定の取り消し

以下の場合に、最高価申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

- ア. 売却決定前、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明されたとき
- イ. 最高価申込者が国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき

3. 次順位買受申込者の決定

(1) 次順位買受申込者の決定

最高価申込者が買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合に、次順位買受申込者に売却決定します。武雄市は最高価申込者決定後、次の条件をすべて満たす入札者を次順位買受申込者として決定します。

- ・最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札していること
- ・入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金額を差し引いた金額以上であること
- ・入札時に次順位買受申し込みを行っていること

上記3つの条件を満たす入札者が複数いるときは、くじにより次順位買受申込者を決定します。

なお、入札時に行った次順位買受申込は、取り消すことができませんのでご注意ください。

(2) 次順位買受申込者決定の取り消し

以下の場合に、次順位買受申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は次順位買受申込者に移転しません。なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア. 売却決定前、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明されたとき

イ. 次順位買受申込者が国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき

4. 売却決定

(1) 最高価申込者に対する売却決定

武雄市は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。

ア. 売却決定金額

- ・公売財産が消費税法上の課税財産の場合、落札価額(最高価申込価額)に落札価額の10%(消費税相当額)を加算した価額を売却決定金額とします。(1円未満の端数がある場合は切り捨てます。)
- ・公売財産が混在財産または非課税財産の場合、落札価額を売却決定金額とします

イ. 買受人(売却決定を受けた最高価申込者)が買受代金を納付しなかった場合

武雄市が買受人の買受代金納付を買受代金納付期限までに確認できない場合、買受人の公売保証金は返還しません。

(2) 次順位買受申込者に対する売却決定

武雄市は、最高価申込者が買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合に、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。最高価申込者の決定を取り消し、次順位買受申込者がいない場合は、当該公売は成立しません。

ア. 次順位買受申込者の売却決定金額

- ・公売財産が消費税法上の課税財産の場合、次順位買受申込者の入札価額に入札価額の10%(消費税相当額)の金額を加算した価額を売却決定金額とします。(1円未満の端数がある場合は切り捨てます。)
- ・公売財産が混在財産または非課税財産の場合、次順位買受申込者の入札価額を売却決定金額とします

イ. 買受人(売却決定を受けた次順位買受申込者)が買受代金を納付しなかった場合

武雄市が買受人の買受代金納付を買受代金納付期限までに確認できない場合、買受人の公売保証金は返還しません。この場合、当該公売は成立しません。

(3) 売却決定の取り消し

以下の場合に、売却決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は買受人(売却決定を受けた最高価申込者または次順位買受申込者)に移転しません。なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア. 売却決定後、買受人(売却決定を受けた最高価申込者または次順位買受申込者)が買受代金を納付する前に、

公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明されたとき

イ. 買受人が買受代金を納付期限までに納付しなかったとき

ウ.買受人が国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき

5.買受代金の納付

(1)買受代金の金額

買受代金は、売却決定金額から事前に納付した公売保証金を差し引いた金額となります。

(2)買受代金納付期限について

買受人(売却決定を受けた最高価申込者または次順位買受申込者)は、武雄市が買受代金納付期限までに納付を確認できるよう買受代金を一括で納付してください。買受代金が納付された時点で、公売財産の所有権が買受人に移転します。武雄市が買受代金全額の納付を買受代金納付期限までに確認できない場合、事前に納付された公売保証金を没収し、返還しません。

(3)買受代金の納付方法

買受代金は武雄市へ現金を直接持参してください。

6.公売保証金の返還

(1)最高価申込者および次順位買受申込者など以外への公売保証金の返還

最高価申込者、次順位買受申込者または国税徴収法第108条第1項の規定に該当し、同条第2項の処分を受けた者以外の納付した公売保証金は、入札終了後全額返還します。

(2)次順位買受申込者への公売保証金の返還

次順位買受申込者の納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金納付期限までに買受代金全額を納付した場合に、全額返還します。

(3)国税徴収法第114条に該当する場合

買受代金の納付期限以前に滞納者などから不服申し立てなどがあり、滞納処分の続行が停止された場合、最高価申込者など(最高価申込者、次順位買受申込者および買受人)は国税徴収法第114条の規定によりその入札または買受を取り消すことができます。この場合、最高価申込者などの納付した公売保証金は全額返還します

(4)国税徴収法第117条に該当する場合

売却決定後、買受人が買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金(市税など)について完納の事実が証明され、国税徴収法第117条の規定により売却決定が取り消された場合は、買受人の納付した公売保証金は全額返還します。

第4 公売財産の権利移転および引渡について

1.公売財産が動産の場合の権利移転および引渡について

武雄市は、買受代金の納付を確認した後、公売物件の引渡を行います。

(1)公売財産の引渡

ア.公売財産の引渡は、買受代金納付時の現況有姿で行います。

イ.公売財産の引渡は、原則として武雄市役所内で行います。

ウ.買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡を受けない場合、「保管依頼書」の提出が必要です。

「保管依頼書」は、公売会終了後、武雄市に提出してください。

エ.買受人は、送付による公売財産の引渡を希望する場合、「送付依頼書」の提出が必要です。「送付依頼書」は、

公売会終了後、武雄市に提出してください。送付による引渡を希望する場合、輸送途中での事故などによって公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、武雄市は一切責任を負いません。

また、極端に重い物件、大きな物件、壊れやすい物件は送付による引渡はできない場合があります。

オ.公売財産が武雄市以外の者に保管されているときは、買受人は武雄市から交付される「売却決定通知書」

を提示し、保管人から財産の引渡を受けてください。この場合、「売却決定通知書」の交付により、武雄市から買受人に対して公売財産の引渡は完了したことになります。保管人が財産の現実の引渡を拒否しても、武雄市はその現実の引渡を行う義務を負いません。

一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

(2) 注意事項

ア.武雄市は公売財産について瑕疵(かし)担保責任を負いません。

イ.買受人が公売財産にかかる買受代金を全額納付したとき、危険負担は買受人に移転します。したがって、買受代金納付後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡の有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。

ウ.買受人が自ら登録や名義変更などを行う必要がある財産については、引渡後、速やかに登録や名義変更の手続きを行ってください。

エ.買受代金の持参、公売財産受取または「売却決定通知書」の受取などを代理人が行う場合は、代理権限を証する委任状、買受人と代理人双方の印鑑登録証明書を武雄市に提出し、代理人の身分証明書を提示してください。

(3) 引渡および権利移転に伴う費用について

ア.落札された公売財産の保管費用が必要な場合、買受代金納付後の保管費用は買受人の負担となります。

イ.買受人が送付による公売財産の引渡を希望する場合、送付にかかわる費用は買受人の負担となります。

ウ.その他、公売財産の権利移転に伴い費用を要する場合には、その費用は買受人の負担となります。